

有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ & A一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改 正 後	改 正 前
<p>VII その他</p> <p>[削る。]</p>	<p>VII その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(問 25 - 1) 有機農産物を栽培するほ場に、天災により周辺から土砂等が流入した場合の取扱いはどうすればよいのですか。</p> </div> <p>(答)</p> <p>1 台風や地震等の広範囲に及ぶ天災の被害を受け、有機認定ほ場に使用禁止資材が流入したと判断される場合には、被害を受けた時点で作付けられていた作物の当該作期における収穫物については有機の格付をすることはできません。使用禁止資材が流入したと判断される場合とは、河川の氾濫や土砂崩れ等により周辺の慣行ほ場から土砂が流入したり、周辺の慣行ほ場を含む一帯が冠水した場合等です。</p> <p>2 また、天災の被害を受けたほ場については、その時点で生産していた作物を収穫又は取り除いた後についても、有機農産物を生産するためには、ある程度の期間、土作りをやり直す必要があります。このため、天災の被害を受けた時点で生産していた作物を収穫又は取り除いた時点（土作りの開始）以降1年以内に収穫された農産物については転換期間中有機農産物とすることとし、それ以降に収穫された農産物については有機農産物として格付することができます。</p>